

第1章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題

1 国の動き

「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）」は、昭和48年に議員立法で制定されました。

法律の目的は、「動物の愛護」と「動物の適切な管理（危害や迷惑の防止等）」に大別でき、家庭動物、展示動物等の人が飼育する動物を対象としています（注）。

その後、平成25年9月に大幅に改正された動物愛護管理法が施行され、①動物をその命を終えるまで適切に飼育すること（終生飼育）の明示、②現物確認及び対面販売の義務化や幼齢の犬猫の販売制限などの動物取扱業者の規制強化、③動物の遺棄や虐待に関する罰則の強化などが盛り込まれました。

また、動物愛護管理法に基づき「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号、最終改正：平成25年環境省告示第80号）以下「国の基本指針」という。」にて、動物の愛護及び管理の基本的考え方が示され、今後の施策展開の方向性として、地方公共団体が中心となった関係者間の協働関係の構築や施策の実行を支える基盤の整備などの基本的な視点及び普及啓発等の施策別の取組が示されています。

しかしながら、年間に行政に引き取られる犬猫の頭数は平成25年度で約17.5万頭にのぼり、そのうち、約13万頭（72.8%）が殺処分されています。

そこで、環境省では、平成25年11月に、命を大切に、やさしさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目標に、殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目指し、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を発足させました。

また、平成26年6月にはアクションプラン（牧原プラン）を公表し、飼い主、事業者、ボランティア、NPO、行政等が一体となって取組を展開、推進していくことを推奨しています。

動物愛護管理に係る国のあゆみ

昭和48年 9月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
平成12年 12月	「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称を変更し施行 ・動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄に関わる罰則の適用動物の拡大、罰則の強化など大幅に改正
平成18年 6月	「動物愛護管理法の一部を改正する法律」施行 ・動物取扱業の規制強化、特定動物の飼育規制の一律化、実験動物への配慮、罰則の強化など
平成25年 9月	「動物愛護管理法の一部を改正する法律」施行 ・終生飼養の明文化、動物取扱業の適正化、罰則の強化など
平成25年 11月	「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」発足
平成26年 6月	アクションプラン（牧原プラン）の公表

注) したがって、この基本構想においても、これらの動物をその対象としています。

2 北海道の動き

平成13年3月に道民の動物愛護精神を醸成し、動物の正しい飼い方を普及することを目的とした「北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下「北海道条例」という。）」が施行されました。その後、動物愛護管理法に基づき、北海道における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として、平成20年2月に「北海道動物愛護管理推進計画（バーライズプラン）」が策定されました。

この計画は、計画期間を10年とし、道民と動物の関わりについての歴史的な経緯、道民意識の変遷や道内で取り組まれてきた課題、さらに自然環境とのかかわりが深い本道の特色なども考慮しながら、動物の適正飼養管理と動物愛護意識や慈愛の精神の醸成・涵養といった両面から取り組んでいくものとされています。

バーライズ プラン (Ber-Rise Plan) とは・・・

この計画が目指す2つの目標のキーワードを示したものです。

BeR: Better Relation (between human and animals) (人と動物との) よりよい関係

RiSe: Rich Sentiment 豊かな情操

3 札幌市の現状

(1) 札幌市動物管理センターについて

札幌市は、札幌市動物管理センター（以下「動物管理センター」という。）において、動物愛護管理法、「狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）」、北海道条例及び「札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例（昭和46年札幌市条例第44号。以下「市畜犬条例」という。）」に基づき、動物の愛護管理行政を実施しています。

ア 事務分掌

札幌市保健福祉局 - 保健所 - 動物管理センター

●管理係

- ・狂犬病予防法、札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例等に関する事務
- ・手数料その他諸収入の調定事務
- ・業務委託・契約事務、課内庶務・経理事務
- ・庁舎・車両管理事務
- ・所内他係に属しないこと。

●指導係

- ・動物の愛護及び管理に関する法律等に関する事務
- ・狂犬病予防・畜犬取り締まり等に関すること。
- ・人と動物の共通感染症の予防と対策等に関すること。
- ・動物関係団体等との調整・連携に関すること。
- ・と畜場法に基づくと畜場等の規制に関すること。
- ・マムシの駆除の指導に関すること。

イ 施設概要

動物管理センターは、本所と福移支所の2所体制で運営しています。

●動物管理センター本所(西区八軒9条東5丁目1-31)

【開設】昭和46年(昭和60年庁舎改築)

【所掌業務】業務の管理運営、犬の捕獲、動物の飼育に関する苦情対応など

敷地面積	2,300 m ²
建築床面積	713 m ²
事務室	96 m ²
会議室	56 m ²
車庫	150 m ²
その他	411 m ²

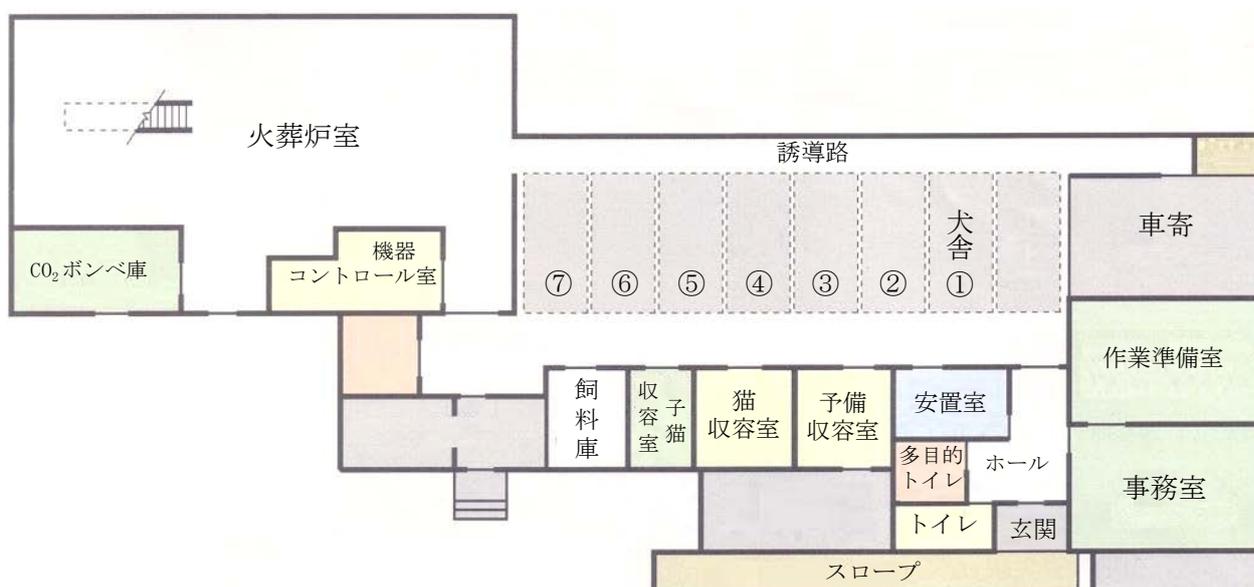


●動物管理センター福移支所（北区篠路町福移 156 番地）

【 開 設 】平成 13 年

【所掌業務】動物の収容・管理・譲渡・殺処分、ペットの火葬など

敷地面積	9,917 m ²
建築床面積	483 m ²
事務室	26 m ²
動物管理部門	201 m ²
火葬炉室	157 m ²
その他	99 m ²



ウ 利用者

動物管理センターは、保護収容動物の譲渡見学、ペットの火葬、各種申請、飼育相談などの目的で多くの市民が利用しています。（表 1）

●表 1 平成 25 年度 動物管理センター利用者数（概算）

	来庁者数	電話対応件数
本所	6,420 人（24 人）	10,560 件（40 件）
支所	7,552 人（28 人）	2,640 件（10 件）
全体	13,972 人（52 人）	13,200 件（50 件）

*（ ）内は、一日当たりの人数及び件数

(2) 犬猫の収容状況

札幌市では、動物愛護管理法に基づく飼い主不明の犬猫の引取り、負傷動物の保護、飼い主が飼えなくなった犬猫の引取り（放棄）、市畜犬条例に基づく犬の捕獲を行っています。また、収容された犬猫については、本来の飼い主に返還するとともに、可能な限り生存の機会を与えるため、新しい飼い主への譲渡を行っています。

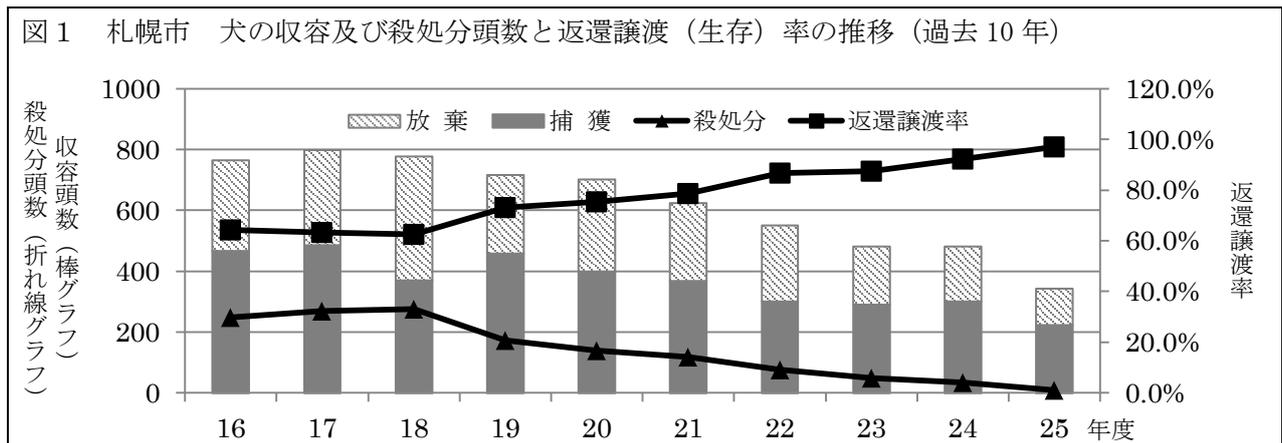
ア 犬の収容と処分等状況

収容される犬の頭数は、捕獲と放棄がともに減少したことにより、年々減少傾向にあります。また、譲渡を促進した結果、譲渡返還（生存）率は向上し、返還率は、ほぼ横ばい状態にあるものの、殺処分数は大幅に減少しました。（表2・図1）

表2 犬の収容と処分等状況

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
収容頭数	766	800	779	718	702	624	552	482	482	344
捕獲等	468	487	370	460	400	369	302	292	302	225
放 棄	298	313	409	258	302	255	250	190	180	119
処分等頭数	769	791	775	728	701	622	557	477	481	347
返 還	230	240	209	207	181	174	148	148	178	130
譲 渡	263	267	278	318	348	317	331	274	267	204
殺処分	249	269	275	172	138	117	75	49	33	8
死 亡	27	15	13	31	34	14	3	6	3	5
返還率	49.1%	49.3%	56.5%	45.0%	45.3%	47.2%	49.0%	50.7%	58.9%	57.8%
返還譲渡率 (生存率)	64.4%	63.4%	62.5%	73.1%	75.4%	78.7%	86.8%	87.6%	92.3%	97.1%

*返還率(%) = 返還 / 捕獲等 × 100 *返還譲渡率(%) = (返還 + 譲渡) / 収容頭数 × 100



[語句説明]

- 捕 獲 等：けい留されていない犬を動物管理センターが保護する、市民が保護した犬を動物管理センターで引取る等、飼い主不明で動物管理センターに収容すること
- 放 棄：飼い主が飼えなくなった犬を、動物管理センターで引き取ること
- 返 還：本来の飼い主に動物を返すこと
- 譲 渡：新しい飼い主に動物を譲り渡すこと
- 殺 処 分：薬剤の過剰投与や炭酸ガスにより、致死処分すること
- 死 亡：収容期間中に病気等により死亡すること

イ 猫の収容と処分等状況

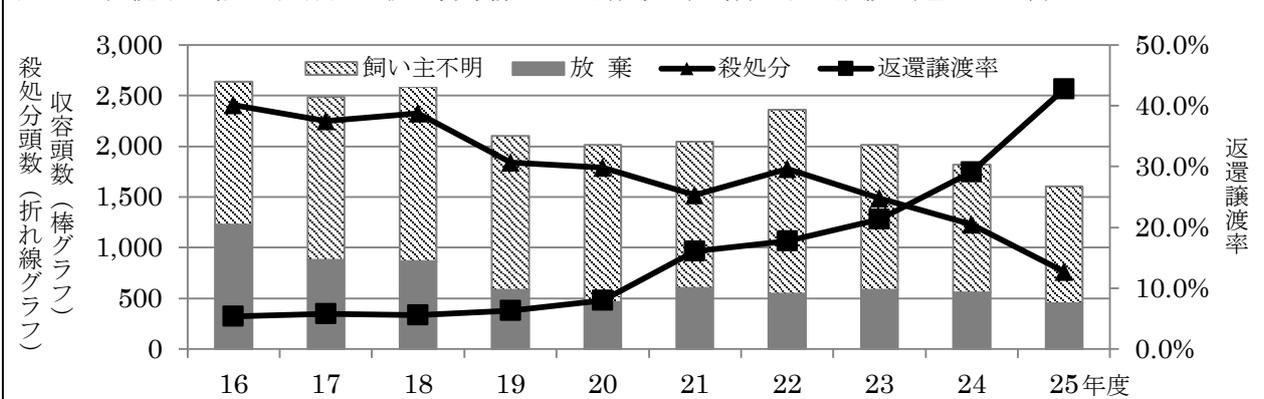
収容される猫の頭数は、主に放棄が減少したことにより、年々減少傾向にあります。また、譲渡を促進した結果、返還譲渡（生存）率が向上し、殺処分頭数は減少傾向にあります。犬に比べると決して少ない数ではありません。（表3・図2）

表3 猫の収容と処分等状況

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
収容頭数	2,636	2,485	2,585	2,103	2,014	2,044	2,359	2,016	1,817	1,607
主不明	1,411	1,608	1,720	1,520	1,548	1,444	1,816	1,433	1,257	1,153
放棄	1,225	877	865	583	466	600	543	583	560	454
処分等頭数	2,636	2,469	2,597	2,056	2,012	2,041	2,361	2,018	1,815	1,595
返還	0	3	1	3	1	4	17	8	6	20
譲渡	141	141	142	129	160	325	403	422	522	667
殺処分	2,406	2,250	2,325	1,840	1,789	1,521	1,779	1,489	1,231	764
死亡	89	75	129	84	62	191	162	99	56	144
返還率	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.9%	0.5%	0.5%	1.7%
返還譲渡率 (生存率)	5.3%	5.8%	5.5%	6.3%	8.0%	16.1%	17.8%	21.3%	29.1%	42.8%

* 返還譲渡率(%) = 返還 + 譲渡 / 収容頭数 × 100

図2 札幌市 猫の収容及び殺処分頭数と返還譲渡（生存）率の推移（過去10年）



[語句説明]

- 主不明：市民が保護した猫を動物管理センターで引取る等、飼い主不明で動物管理センターに収容すること
- 放棄：飼い主が飼えなくなった猫を、動物管理センターで引き取ること
- 返還：本来の飼い主に動物を返すこと
- 譲渡：新しい飼い主に動物を譲り渡すこと
- 殺処分：薬剤の過剰投与や炭酸ガスにより、致死処分すること
- 死亡：収容期間中に病気等により死亡すること

なお、路上等の公共の場所で回収された死亡した猫の頭数は表4のとおりであり、殺処分される頭数より多い状況となっています。

表4 路上で回収される猫死体頭数

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
処理頭数	2,286	2,419	2,345	2,384	2,241	2,151	2,172	1,924	1,730	1,553
殺処分	2,406	2,250	2,325	1,840	1,789	1,521	1,779	1,489	1,231	764

ウ 犬猫の飼育環境

収容される犬猫は、原則、動物管理センター福移支所において保管され、担当獣医師が日々の健康状態等を管理しています。

多くの犬猫を保管する収容施設では、感染症が侵入しやすい場所であり、重篤な感染症が発生した場合は、多くの命が危険にさらされることとなります。

また、収容される犬猫の中には、極めて痩せているものや被毛や爪などの手入れがされていないもの、さらには、病気に罹っているものや精神面での変調（攻撃性があったり、極端に人を怖がったりなど）があるものなど、虐待のおそれが見受けられるものもあります。

このような犬猫は、そのままの状態では管理すると譲渡に結びつかず、やむを得ず殺処分となってしまう場合もあります。

先進国では、シェルター等の収容施設における犬猫の健康管理については「シェルターメディスン」という考え方が導入されており、シェルター内で暮らす動物たちの健康を維持しながら個体管理や感染症の予防のための衛生管理を行い、心身ともに健康な動物を一頭でも多く譲渡することを目的として実践され、大きな成果を上げています。

我が国においても、同様の考え方をもって取組を進めている自治体もあり、避妊去勢手術の実施やトリミング等を譲渡対象犬猫に実施し、成果を上げている自治体が多くあります。

【他都市の先進的な取組事例】

環境省が運営する「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」のホームページでは、様々な自治体の譲渡促進のための取組を紹介しています。

(URL <http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/project/index.html>)

その中で、倉敷市や滋賀県などが動物のトリミングや治療等により譲渡を推進した事例を紹介しています。



毛玉だらけで収容された犬



トリミングにより、衛生的になり新しい飼い主に譲渡されました。

エ 犬猫の収容期間及び一日当たりの保管頭数

平成 25 年度の動物愛護管理法改正により、自治体に収容された動物の殺処分がなくなることを目指して保護収容動物の返還及び譲渡を推進することが掲げられたことから、札幌市においても保護収容動物の譲渡を促進してきた結果、犬猫の収容期間が長期化し（表 5・図 3）、以前と比較し収容施設は常に多くの犬猫が保管されている状態となっています（表 6）。

その傾向は、近年、譲渡率が高くなっている猫で特に顕著となっています。

なお、動物の収容は、個体管理及び感染症予防等の観点から 1 ケージにつき 1 頭での飼育が望ましいですが、現在は、収容場所確保のため、性別や相性等を考慮した複数収容や組立ケージの使用等で対応しています。

表 5 1 頭あたりの収容期間（平均日数）

年度		H23	H24	H25	H26
犬	捕獲等	8.7	8.5	7.0	7.6
	放棄	6.8	11.2	8.3	13.7
	計	7.8	9.9	7.7	10.7
成猫	主不明	6.6	11.1	11.5	21.6
	放棄	9.2	9.8	8.9	11.6
	計	7.9	10.5	10.2	16.6
子猫	主不明	2.7	2.6	5.7	12.8
	放棄	4.9	1.5	4.9	8.8
	計	3.8	2.1	5.3	10.8

*平成 26 年度は 12 月現在のデータ

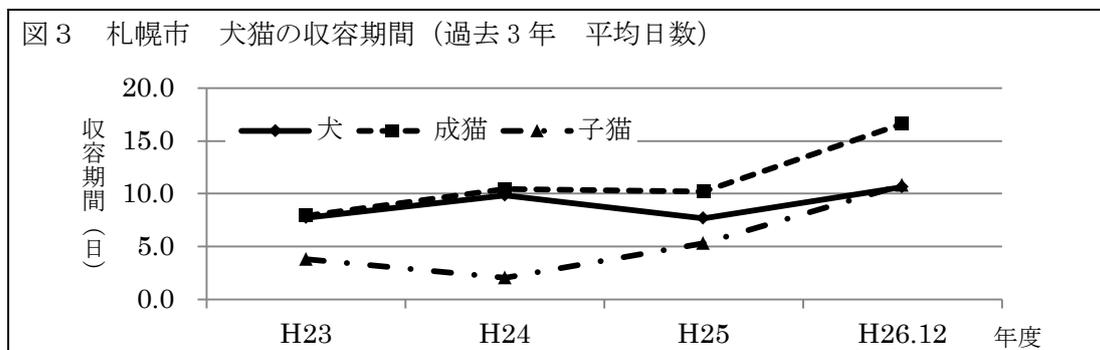


表 6 収容可能頭数と犬猫の保管状況

動物	収容可能頭数 (頭)	一日当たりの保管頭数 (頭/日)		収容可能頭数を超えて収容されている日数の割合	
		H25	H26	H25	H26
犬	7	7.3	9.7	39.5% (144/365 日)	70.2% (193/275 日)
成猫	24	15.8	27.9	13.2% (48/365 日)	18.2% (50/275 日)
子猫	18 (9 ケージ)	15.1	29.8	2.2% (8/365 日)	20.0% (55/275 日)

*子猫は兄弟で収容される場合が多く、1 ケージ最大 2 頭ずつ収容した場合を想定

*平成 26 年度は 12 月現在のデータ

(3) 犬猫に関する苦情・相談

ア 苦情・相談対応

札幌市には、電話、電子メール、窓口での申立などの方法で、犬猫に関する多くの苦情・相談が寄せられます。

それらの苦情・相談に対しては、飼い主等が判明している場合は、動物管理センター職員が直接現場において指導・注意するなどの対応を行うほか、現地パトロール、町内会や各種広報媒体を利用した啓発活動など、関係機関と連携した対応を実施しています。

寄せられる苦情・相談件数については、ここ数年大きな増減はないものの、動物に関するこれらの問題は、明確な基準等がないことから、対応が長期化する事例も数多くみられます。(表7)

寄せられる苦情・相談の内容として件数が多いのは、犬では「糞の放置等による不衛生行為」「鳴き声」「公園等の公共の場での放し飼い(ノーリード)」の順で、猫では「猫の糞尿等による不衛生」「外猫への給餌行為」の順となっています。

なお、このような動物の飼育に関わる苦情・相談の中には、感情的な近隣同士のトラブルに発展し、罪のない動物が嫌われ、虐待されることもあります。

表7 犬猫に関する苦情・相談件数(現地対応件数)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
犬	687	705	807	708	699	797	854	829	721	715
猫	789	1,059	943	1,002	982	1,056	1,056	860	732	776
合計	1,476	1,764	1,750	1,710	1,681	1,853	1,910	1,689	1,573	1,491

イ 多頭飼育の問題・相談

平成 25 年度の動物愛護管理法改正により、動物虐待のおそれがある事例として多頭飼育の崩壊（犬猫を避妊・去勢手術等の繁殖を防止する措置を実施せずに飼育し、その数が増え管理できなくなってしまう状態等）が規定されました。

札幌市においても相談等が寄せられ、実際に多頭飼育の崩壊に至る事例も起きており、10 頭以上の犬猫を引き取った件数は、平成 25 年度で 8 件 290 頭、平成 26 年度は 12 月までに 9 件 208 頭となっています。（表 8）

札幌市のような住宅密集地においての多頭飼育は、糞尿等が堆積した不衛生な状況による臭いやハエなどの衛生害虫の発生、鳴き声等により周辺住民に迷惑が及ぶことも多く見受けられます。

また、衛生管理が行き届かず、不衛生な状況で動物が飼育され、感染症がまん延している環境となっていることも珍しくありません。更に不妊措置を講じないまま繁殖が進み、頭数を増やし、その結果、遺伝的な疾患も発生することとなります。

これらのことから、多頭飼育については、多頭飼育による周辺住民への迷惑防止や飼育される動物の安全の確保のためにも、その実態を事前に把握し、対応することが求められます。

表 8 犬猫の多頭放棄頭数

年度	24		25		26	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫
多頭飼育者からの放棄頭数	0 (0)	295 (14)	34 (2)	256 (6)	0 (0)	208 (9)
総放棄頭数	180	560	119	454	86	350
占める割合	0.0%	52.7%	28.6%	56.4%	0.0%	59.4%

*平成 26 年度は 12 月現在のデータ。() 内は、件数。

ウ 市民アンケート結果

平成 25 年度に実施した市民アンケート*1では、「ペットを飼っていますか」という質問に対し、7割以上の方が「飼っていない」と回答しており、多くの方がペットを飼っていないことがわかります。

また、市民の多くが犬猫に関する問題のうち排せつの処理について困っていることがわかりました。(表 9)

表 9 市民アンケート結果

●ペットを飼っているか		平成 18 年度	平成 25 年度
1	飼っている	26.7%	25.3%
2	飼っていない	72.3%	73.3%
●ペットの飼育者に望むこと			
1	自宅敷地外で排せつした場合、きちんと始末してほしい		67.0%
2	糞等の臭いがしないように飼ってほしい		27.3%
3	道路、公園や河川敷等で犬を放さないでほしい		25.9%
4	鳴き声に気をつけて飼ってほしい		23.7%
●猫が外にいて困ったこと			
1	庭などの敷地内に糞をされる		78.0%
2	物置や車庫、床下などに入られる		39.3%
3	家庭菜園を荒らされる		29.1%
●外にいる猫に対し、札幌市はどのようなことに取り組むべきか			
1	飼い主やねこに餌を与えている人への指導の強化		32.8%
2	地域猫活動*2の推進		22.7%

*1：市民アンケート

札幌市が、各種施策や事業についての周知度や要望を把握し、施策推進の参考とすることを目的に、昭和 49 年から「市政モニター調査」(平成 13 年度からは、「市民アンケート」と名称変更)として実施しているものです。

本データは、平成 25 年度第 2 回アンケートにより実施したもので、「等間隔無作為抽出」で選んだ札幌市全域の 18 歳以上の男女 10,000 人を調査対象とし、5,592 人 (55.9%) から回答をいただいた結果を記載しています。

*2：地域猫活動

地域住民の理解を得た上で、地域住民が主体となって、地域にいる飼い主のいない猫(野良猫)に不妊手術をしてこれ以上増えないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りでその地域において適切に管理していく活動のこと

(4) 普及啓発事業

札幌市が実施する普及啓発活動は、これまでは主にペットの飼い主に対する活動を積極的に実施してきました。

国の基本指針においても、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であり、札幌市においても、今後は、児童・生徒を含めて、より広く市民に周知するための事業を充実強化していく必要があります。

また、近年、近隣のペットに関する迷惑問題からその動物が虐待されるケースや、動物虐待から重大事件に発展するケースなどもあり、ペットを飼う飼わないにかかわらず、動物愛護の精神を広く普及することも重要となっています。

ア 動物愛護推進事業

① どうぶつあいご教室

近年、子ども達が動物と触れ合う機会が少なくなっていることから、市内の幼稚園及び保育園を対象に、(公社)日本愛玩動物協会北海道支部の協力を得て、犬や猫などとの接し方についての講話などを行っています。(表 10)

表 10 どうぶつあいご教室開催実績

年度	21	22	23	24	25
開催施設数	5	2	13	10	23
参加者数	411	158	956	572	1,190

② 動物愛護週間行事

毎年9月20日～26日までの「動物愛護週間」に合わせ、広く市民に動物の愛護と適正な飼育管理についての関心と理解を深めてもらうため、札幌市小動物獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会北海道支部等動物関係団体の協力を得て、「動物愛護フェスティバル」を開催し、その中で様々な活動を行っています。



平成 25 年 9 月 23 日
動物愛護フェスティバル 2013

また、「小動物慰霊の日」として、札幌市に持ち込まれた火葬依頼のペット及び処分動物の霊を慰めるとともに、市民に命の大切さについて考えてもらえる場を提供しています。

近年は、さらに動物を飼育していない方や若年層への動物に対する興味や関心を深めることを目的に加え、新たに市内図書館での動物関係図書の展示、児童会館での動物関係 16mm フィルム映画上映会、円山動物園でのパネル展示を実施しています。

イ 犬猫の適正飼育推進事業

① 現地指導

犬猫の適正飼育の指導を目的として、苦情相談等の個別対応のほか、定期的に公園等のパトロールを実施しています。

平成 26 年度は、市内の大型公園（大通公園、中島公園など）等における、犬の放し飼いの防止などのマナー向上を目指した「リードをつないで楽しくお散歩キャンペーン」を実施しました。



② 犬猫飼い方教室

安易な飼育による犬猫の放棄を減らすため、飼う前や飼い始めた方を対象とした講習会を実施しています。（表 11）

教室では犬猫の特性、しつけ、マナー、健康管理、経済的負担について講義しています。

表 11 犬猫飼い方教室開催実績

年度	21	22	23	24	25
開催施設数	1	3	5	6	4
参加者数	40	88	135	110	50

③ 公園散歩講座

公園における犬の散歩のマナー向上や適正飼育の啓発を目的とし、市内大規模公園において、公園の指定管理者及び（公社）日本愛玩動物協会北海道支部の協力のもと、犬の散歩マナー等に関する講習会を実施しています。

また、希望者には、飼育相談にも応じています。



平成 26 年 6 月 29 日

愛犬と一緒に散歩講座 in 川下公園

④ 狂犬病予防業務

狂犬病の発生を予防し、これを撲滅することにより公衆衛生の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした狂犬病予防法に基づき、犬の所有者は犬の登録と、毎年 1 回の狂犬病予防注射を実施しなければならないことになっています。

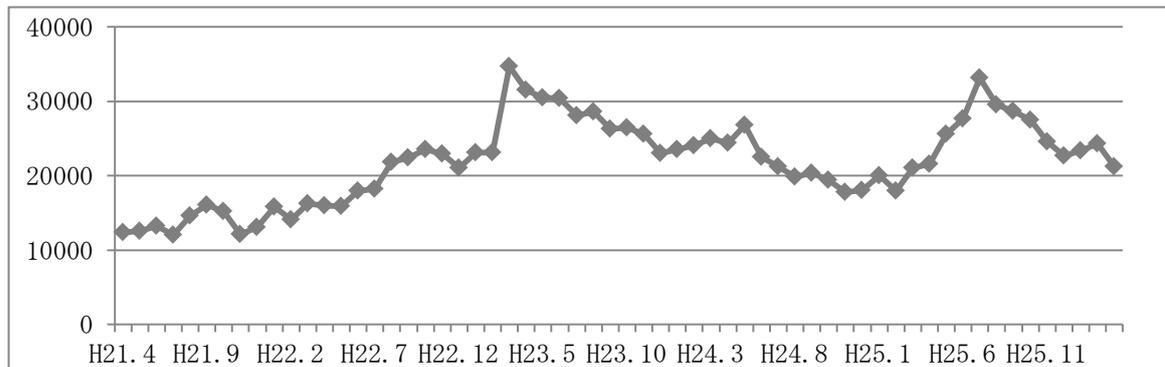
このため、毎年 4 月に狂犬病予防注射の実施等について、ダイレクトメールで案内するとともに、「広報さっぽろ」やホームページ等で犬の登録や狂犬病予防注射の必要性について掲載し、啓発を行っています。

ウ 共通事業

① ホームページの活用

動物管理センターのホームページを作成し、保護収容動物の保護情報や譲渡情報、犬猫の適正飼育に関する情報、各種イベント等の情報を掲載し、市民への情報提供の手段として活用しています。(図4)

図4 ホームページ(トップページ)のアクセス数



② パネル展

市役所本庁舎ロビーや、札幌駅前地下歩行空間等において、パネル展を実施し、飼育マナーや動物愛護に関する啓発を行っています。



平成25年12月13日
札幌駅前地下歩行空間パネル展

③ 啓発物の作成

動物管理センターでは、犬猫の適正飼育に関するパンフレット等を作成し、現地における飼い方指導や「犬猫飼い方教室」等における講習会、町内会の回覧、「動物愛護フェスティバル」、施設見学等で配布しています。



町内会向け啓発チラシ



平成25年度作成 啓発プレート
*札幌市立大学デザイン学部の学生による
デザインコンペの優秀作品

(5) 動物取扱業登録等状況

動物愛護管理法に基づき、動物（哺乳類、鳥類、は虫類）の販売や保管などの事業を営むには、第一種動物取扱業としての登録を受ける必要があります。

ここ数年で登録数は横ばい状況となっていますが、平成 25 年度でみると、北海道全体における第一種動物取扱業の施設数 1,788 施設のうち約 3 分の 1（628 施設）が札幌市に集中しています。

また、動物愛護団体の動物シェルターや公園等での非営利の動物展示など、第一種動物取扱業に該当しなくとも、活動として一定以上の動物を取り扱う場合は、第二種動物取扱業として届け出る必要があります。（表 12）

表 12 札幌市の動物取扱業の登録（届出）施設数

年度	21	22	23	24	25
●第一種動物取扱業					
施設数計	595	606	629	616	628
業種数計	718	782	782	768	788
販売	362	381	357	339	337
保管	285	321	337	339	352
貸出し	2	2	5	7	7
訓練	45	51	52	53	57
展示	24	27	31	29	32
競りあっせん	—	—	—	0	2
譲受け飼養	—	—	—	1	2
●第二種動物取扱業					
施設数計	—	—	—	—	2

* 「競りあっせん」及び「譲受け飼養」は、平成 24 年度に追加

* 第二種動物取扱業は、平成 25 年度に追加

[語句説明]

販	売：ペットショップ等の動物の小売やブリーダー等の繁殖などを行う業
保	管：ペットホテルやトリミングなど保管を目的に顧客の動物を預かる業
貸	出 し：愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業
訓	練：顧客の動物を預かり訓練を行う業
展	示：動物園、水族館、乗馬施設など動物を見せたり、ふれあいを提供する業
競りあっせん	：ペットオークション業
譲受け飼養	：老犬ホームなど有償で動物を譲り受けて飼養を行う業

(6) 特定動物飼育状況

動物愛護管理法に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として定められた動物(特定動物)の飼育を行う際には、許可を受ける必要があります。

また、道外では、許可施設で飼育保管されていた特定動物による人の殺傷事件が複数発生しています。(表 13)

表 13 特定動物の飼養許可数

年度	21	22	23	24	25
個人	11	13	16	18	22
法人	11	13	16	12	23
大学	3	3	3	2	2
動物園	43	51	37	36	44
計	68	80	72	68	91

飼養許可動物種(円山動物園以外)[平成 26 年 3 月末現在]

哺乳類：ツキノワグマ、ニホンザル、ヒグマ、ライオン

は虫類：アナコンダ、アフリカニシキヘビ、アミメニシキヘビ、アメリカドクトカゲ、エジプトコブラ、オオアナコンダ、シャムワニ、シンリンコブラ、ハナブトオオトカゲ、ビルマニシキヘビ、ボアコンストリクター、ワニガメ

円山動物園での飼養許可動物種[平成 26 年 3 月末現在]

哺乳類：アムールトラ、アメリカクロクマ、ヒグマ、カバ、クロザル、サーバルキャット、シシオザル、シロテテナガザル、シンリンオオカミ、ダイアナモンキー、チンパンジー、ドグエラヒヒ、ナマケグマ、ニホンザル、ヒマラヤグマ、ブチハイエナ、ブラッザグェノン、ホッキョクグマ、ボルネオオランウータン、マサイキリン、マレーグマ、マンドリル、ユキヒョウ、ライオン、ワウワウテナガザル

鳥 類：イヌワシ、オオワシ、オジロワシ、コンドル

は虫類：アナコンダ、アミメニシキヘビ、アメリカドクトカゲ、ガビアルモドキ、ニホンマムシ、ビルマニシキヘビ、ヨウスコウワニ

(7) 犬の登録と狂犬病予防注射実施状況

犬を飼育する場合は、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

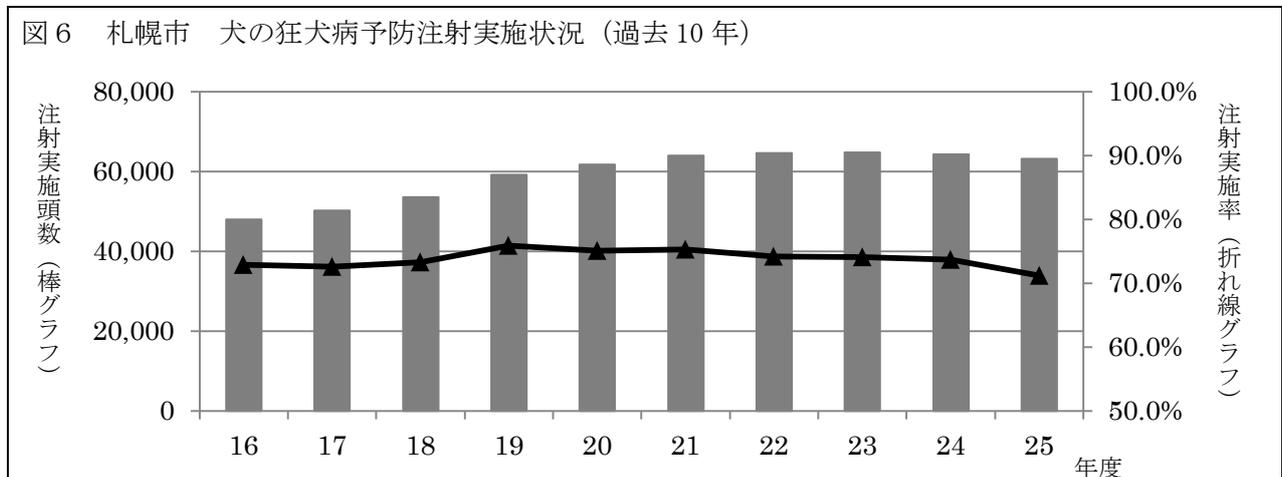
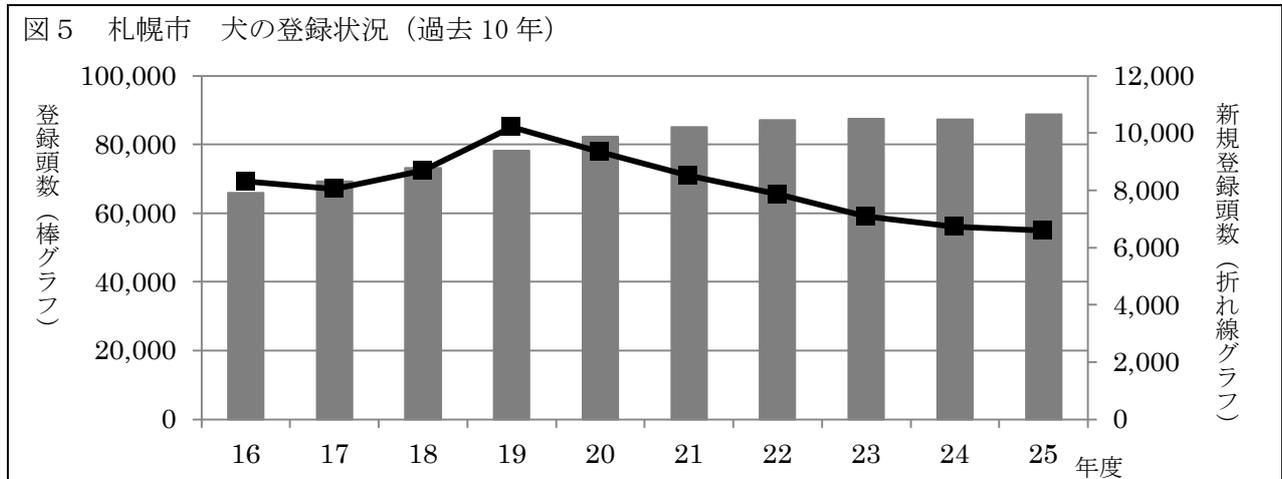
札幌市における登録と狂犬病注射の実施状況は、表14及び図5、6のとおりで、新規登録頭数は平成19年度をピークに減少傾向にあり、狂犬病予防注射接種率は、約70%で横ばい傾向にあり、3割程度が未接種の状況となっています。

未接種犬の多くは、飼い主が狂犬病に関する正しい知識をもっておらず、狂犬病という恐ろしい感染症の予防について、犬の登録や予防注射がいかに重要な役割を果たすかが理解できていないことが原因の一つと考えられます。

表14 狂犬病予防法に基づく登録頭数及び注射実施頭数

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
登録頭数	65,880	69,162	73,114	78,095	82,348	84,992	87,100	87,534	87,242	88,755
新規	8,315	8,043	8,698	10,213	9,332	8,513	7,866	7,078	6,737	6,596
注射実施頭数	48,047	50,239	53,618	59,261	61,799	64,004	64,629	64,825	64,312	63,186
注射実施率	72.9%	72.6%	73.3%	75.9%	75.0%	75.3%	74.2%	74.1%	73.7%	71.2%

* 注射実施率(%)：注射済票交付件数/登録頭数×100



(8) 動物愛護と適正飼育の推進の担い手

札幌市では、動物の愛護や適正飼育を推進するために、多くのボランティアや動物愛護団体、動物関係団体と連携・協働してきました。

しかしながら、地域に根差した普及啓発や収容動物のケアなどにおいて、十分な人材が確保できている状況ではなく、活動の場も限られているなどの課題もあります。

今後は、普及啓発や収容動物のケアなどを担う人材を確保するとともに、活動の場や学習の機会の提供などを推進していく必要があります。

ア 動物愛護推進員制度

動物愛護管理法に基づき、動物愛護と適正飼育の推進を図るため、平成 23 年度から動物愛護推進員制度を開始しました。(表 15)

動物愛護推進員は、札幌市が開催する動物愛護フェスティバルやパネル展での啓発や、福移支所土曜開庁での譲渡事業の支援、収容動物のケア、市民向け啓発リーフレット作製などの活動を行っています。

また、推進員の知識の向上を図るための勉強会や情報交換掲示板を通じ、緊密な連携を進めています。

表 15 動物愛護推進員の委嘱人数

年度	23	24	25	26
推薦	15	15	15	15
公募	13	13	22	22
合計	28	28	37	37

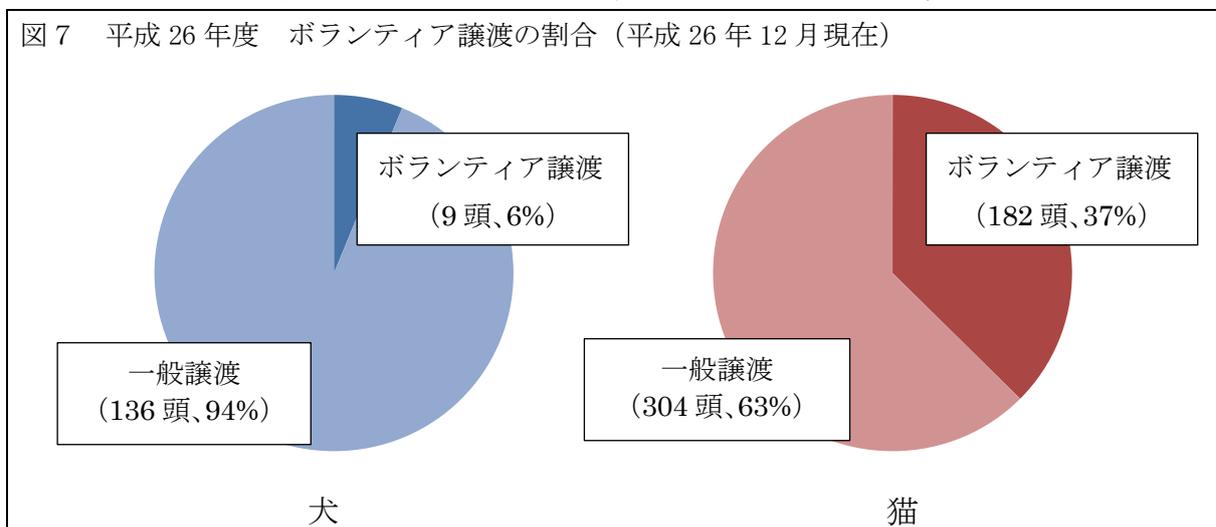
*任期：2年

イ ボランティア譲渡制度

平成 26 年度より収容された動物を第三者へ再譲渡する目的で引取るボランティアについて登録制度を開始しました。

平成 26 年 12 月現在、9 団体（個人を含む）が登録しており、その活動によって多くの犬猫（特に離乳前の子猫）の命を繋ぐことができました。(図 7)

図 7 平成 26 年度 ボランティア譲渡の割合（平成 26 年 12 月現在）



4 札幌市が抱える課題

市民の動物愛護意識の高まり、動物愛護団体などの協力や動物管理センターのこれまでの取組によって、犬猫の譲渡が進み、殺処分数が減少するなど、一定の効果が表れてきました。

しかしながら、動物愛護管理法の趣旨や市民の要望などからみますと、札幌市はまだまだ多くの課題を抱えています。今後、それらの解決のために、以下の3つの事項を重点課題として整理し、取り組んでいく必要があります。

(1) 動物に対する愛護について

平成25年9月に大幅に改正された動物愛護管理法が施行され、その中で、動物の飼い主は、その動物が命を終えるまで適切に飼育する「終生飼育」の責任があることが明記され、更なる動物愛護に関する取組の推進が必要とされました。

しかしながら、札幌市の現状を見ると、犬猫の放棄や殺処分の数は依然として少なくない状況にあり、市民の動物愛護の精神を一層育てていく必要があります。

これまでは、札幌市では、ペットの飼い主に対する普及啓発活動を積極的に行ってきましたが、国の基本指針にも掲げられているとおり、特に、動物とのふれあいを通じて子どもの頃から「命の大切さ」や「生き物への優しさ」について考えることは、情操教育や人格形成の基盤づくりとして非常に重要であるため、子どもたちに対しても動物愛護の情操教育を推進していくことが求められています。

また、社会問題となっているペットの虐待事例をみると、近隣のペットに関する迷惑問題からその動物が虐待されるケースなどもあり、ペットを飼う飼わないにかかわらず、動物愛護の精神を広く普及することも重要となっています。

動物愛護にかかる教育活動や普及啓発を進めるに当たっては、行政機関だけではなく、市民、動物取扱業者、大学等の教育機関や動物関係団体が、それぞれ適切な役割を担い、協働し、全市を挙げて動物愛護管理を推進することが必要になっています。

また、地域において、動物愛護の普及啓発を進め、広く市民の動物愛護の精神を育むためには、動物愛護推進員や動物愛護団体などの担い手となる人材が不足しているため、今後は、人材の確保と育成を進める必要があります。

(2) 飼育動物の適正管理について

動物愛護管理法において、飼い主の責務として飼育動物の適正管理が規定されていますが、札幌市には、犬の糞の放置・鳴き声・公園等の公共の場での放し飼い、猫の糞尿による不衛生・外猫への餌やりなど、依然として多くの苦情が寄せられています。

札幌市のような住宅密集地においては、多頭飼育の崩壊によって多くの周辺住民に迷惑が及ぶため、その実態を事前に把握し、対応することが求められます。

また、札幌市においては、登録犬の3割程度の飼い犬が狂犬病予防注射を接種していない状況であり、犬の飼い主一人一人が狂犬病に関して正しい知識を持ち、飼い犬の登録と予防注射を確実に行うよう普及啓発していく必要があります。

さらに、平成25年度の動物愛護管理法の改正により動物取扱業に対する規制が強化されており、道内のペット業者の3分の1が集中している札幌市においては、更な

る監視指導の強化が必要となっています。

(3) 動物の飼育環境への配慮について

一部の動物取扱業者による犬や猫の遺棄事件、犬猫の殺傷・虐待事件などが後を絶たず、虐待が社会問題となっており、札幌市内においても、動物虐待のおそれがある状態の犬猫が収容されています。

これらの現状を受け、札幌市が抱えている課題である、飼い主のいない猫や、多頭飼育の飼い主の問題などを解決していくうえで、劣悪な環境で飼われている動物たちが少しでも幸せに暮らせるように、動物の生活の質の向上を目指して、飼い主に対し飼育環境の適正化を図っていくことは大変重要であると考えています。

また、収容動物の飼育環境の適正化の取組として、他都市で「シェルターメディスン」の考え方を取り入れ、譲渡率の向上を果たしており、譲渡対象犬猫への避妊去勢手術やトリミング等のケアが譲渡促進に有効な手段であることは、多くの自治体で証明されているところであります。

札幌市でも、殺処分数の削減のために譲渡を推進した結果、収容能力の限界を越えて譲渡されるまで犬猫を長く収容することとなり、この間の収容動物の感染症予防を含めた健康管理が大変重要であり、併せて、動物が快適に生活できるよう配慮することや他都市の先進的な事例を積極的に取り入れていくことを検討するなど、現在の収容保管方法や飼育環境の改善をしていく必要があると考えています。